

1. 対象 40 名

2. 日時 令和6年6月6日 木曜日 第2校時(9:45~10:30)

3. 場所 1-5 HR 教室 (145 教室)

4. 単元名 第3章 公共的な空間における基本原理

第2節 日本社会の基本原理

3. 社会権・参政権・請求権

5. 単元について

①単元観

日本国内の最高法規である日本国憲法の基本原理及び基本的人権について学ぶことは、日本国民として社会で生きていく上で、欠かせない教養である。日本国憲法や権利は自分たちの生活を支えている。権利を身近な生活に感じ、時代の変化に従って、日本国憲法の在り方はどうあるべきなのかについて考えることは、将来の日本を担う高校生において重要なことである。

日本国憲法の3つの基本原理や基本的人権の概要については中学校でも学習している。本単元では、中学校で学んだ内容を発展させて各権利について深く学び、またその権利について判例や事例から課題を考えさせる。日本国憲法に定められている基本原理や基本的人権、時代の変化によって求められるようになった新しい人権について理解する力、権利と日常生活の関係や問題点について考える力を身に付けて欲しい。

②生徒観

は授業に前向きに取り組む生徒が多い。全体を通して問いかけに対する反応がよく、生徒の状況や意見を把握しながら、授業を進めることができる。グループワークでも、他者の意見を尊重しつつ、積極的に自分の意見を伝えている姿が印象的である。そのため、授業の学習内容や自身の経験を踏まえて考える、または意見交流できる時間を授業の中に取り入れたい。

③指導観

中学校で既に学んでいる内容もあるため、復習を行いながら、高校で新たに学ぶ知識や考え方について強調したい。意見交流以外にも、挙手や問いかける等して生徒への働きかけを大切にしたい。生徒の意見交流の際には、机間指導をすることによりクラス全体で多くの意見を出せる雰囲気にする。生徒側から様々な意見が出るような授業にしつつ、その上で、生徒にはない視点や考えを補いたい。

6. 単元の目標

- (1)日本国憲法の基本原理と基本的人権、新しい人権の必要性や詳細について、自分たちの生活とのつながりを見出しながら理解することができる。
- (2)過去に争われた事例や現在も議論となっている問題点について考え、資料や他者の意見を踏まえつつ、自分の考えを表現する。
- (3)日本国憲法や権利に対して、自分の生活との関連性について進んで考える。学習した内容や経験、資料を踏まえて、他者との意見交流を主体的に行う。授業中に示される問いに自分の答えを持つ。

7. 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
日本国憲法の基本原理と基本的人権、新しい人権の必要性や詳細について、理解することができる。更には、それらの権利が自分たちの生活に密接に関連していることを理解している。	日本国憲法や権利に対して、自分の生活との関連性について考えることができる。 判例や現在も議論となっている問題点について、自分なりにそれがどうあるべきかなど判断することができる。	問いに対する自分の意見を相手に伝えることができる。意見交流の際には、他者の意見にも耳を傾け、それらを踏まえて自分の意見を完成させようとしている。振り返りの際に、自分の言葉で考えや意見をまとめることができる。

8. 指導と評価の計画（全6時間）

時	ねらい・学習活動	評価規準
1	明治憲法との違いを比較しながら、日本国憲法が制定された流れと基本原理について理解する。また、議論となっている憲法第9条の規定について意見交流を行う。	明治憲法と日本国憲法の違い及び日本国憲法の制定の経緯や基本原理について理解している。 第9条について自分の意見を表現できる。
2	日本国憲法の基本的人権と義務、公共の福祉について理解する。平等権と第14条「法の下での平等」について差別や判例を踏まえて理解する。 機会の平等と結果の平等の違いについて、男女差別を通して学ぶ。	基本的人権と義務、「法の下での平等」としての「平等権」について理解している。 公共の福祉とは何か、身近に存在している差別について自分の意見を表現できる。 機会の平等と結果の平等の違いを説明できる。
3	自由権について、公共の福祉による制限という観点を踏まえて、具体的な権利を知る。 信教の自由や経済の自由について、授業中に示す問いについて考える。 死刑制度の是非について、感情論ではなくデータや資料に基づいて考える。	自由権には、公共の福祉による制限があるということを理解する。自由権の種類やその内容について理解する。 問いに対して自分の意見を表現できる。 死刑制度の是非について、意見交流やデータ、資料から考えることができる。
4	自由権との性格の違いを踏まえて、社会権の内容について学ぶ。生存権、教育を受ける権利や労働基本権を理解する。	社会権の性格と内容について、理解する。生存権では、朝日訴訟からプログラム規定説という考え方を理解する。労働基本権について、事例を通して自分の言葉で意見を表現できる。
5 本 時	参政権・請求権は、国民にとって大切な権利であること学び、具体的な内容を理解する。 問題点について、グラフや資料を通して考える。	参政権と請求権とは具体的に何があるのかを理解することができる。 近年では特に若者の投票率の低下が問題となっていることを認識し、他者とその背景や理由について考察し、解決策を提案できる。
6	「新しい人権」ができた経緯と具体的にどんな権利があるのかを理解する。 世界での人権に対する取り組みを理解する。	「新しい人権」の背景と内容について判例を踏まえてその根拠を考え、理解することができる。 人権に対する国際的な取り組みはどんなものがあるのかを理解することができる。

9. 本時の目標

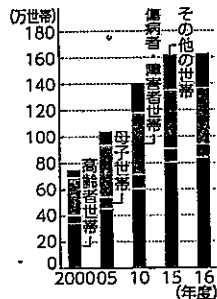
参政権においては、国民が政治に参加する大切な権利であることを認識し、内容を理解する。また、身近な選挙の問題について意見交流を通じて問題点を見出し、背景や原因、解決策を考え、表現できる。請求権においては、特定の政策の施行や法律の制定及び廃止について、国民が国に求める権利であることを理解する。加えて、公務員の不当行為による損害賠償請求権や刑事補償請求権があることを知る。

10. 本時の展開 (5/6)

過程	学習活動	学習形態	指導上の留意点	評価基準 【評価の観点】
導入 3分	18歳になったら、選挙に行くかどうかを挙手させる。	個別	選挙から今日学ぶ参政権につなげる。 18歳から選挙権があることを説明する。	
	今日のテーマ： 参政権と請求権がどんな権利か理解する。 若い世代の投票率を上げることについて考えを深める。			
展開 1 5分	参政権と請求権 「人権を確保するための権利」 参政権について学ぶ ・選挙権 ・国民審査権 ・国民投票権 ・住民投票権		参政権：国民の意見を政治に反映させることができる 請求権：国民が国や市町村に政策や救済を要求することができる。 国民が政治に参加する権利である。 最高裁判所裁判官に対する国民審査 憲法改正の国民の賛否を反映する国民投票 地方公共団体で行われる住民投票 選挙権は間接民主制的な権利であり、国民審査や国民投票、住民投票は、直接民主制的な権利であることを説明する。	参政権と請求権が保障されている理由を理解できる。【知識・技能】 参政権の内容について理解できる。 参政権は、国民が政治に関わることのできる大切な権利であることを理解する。 【知識・技能】
展開 2 7分	請求権について学ぶ ・請願権(第16条) ・損害賠償請求権 (国家賠償請求権) (第17条) ・刑事補償請求権 (第40条) ・裁判を受ける権利		国や地方公共団体に損害の救済や法律の制定を国などに訴える権利である。 国(公務員)によって自分の権利が侵害されたときに、その受けた被害の回復を求める権利である。 資料集 p 115 図の例についても確認する。 誤って逮捕されたが、裁判で無罪となった人が、受けた不利益の分の回復を求める権利である。 資料集 p 115 図の例についても確認する。	請求権の内容について理解する。 請求権は、国民が国にやって欲しい政策や法律を要求する、または受けた不利益の補償を求める権利であること理解する。 【知識・技能】

	(第 32 条)		国民の自由や権利を守るために必要であることを説明する。	
展 開 3 25 分	年代別投票率のグラフから読み取れることを考える。 なぜ、「若者の投票率の低下が問題」となっているのかについて意見交流させる。 「若者の投票率を上げるにはどうすればいいのか」について、ロイロノートで各自意見を書き、クラス全体で意見を共有する。 諸外国の投票率を上げる取組を紹介する。	個別 ペア 個別	年代別投票率のグラフから読み取ったことを整理してまとめる。 その中でも、若者（10代～30代）が他の年代より低いという特徴を示す。 選挙は政治参加できる手段の一つであるため、若者の投票率が低下すると、意見が反映されにくくなる。若者以外の世代の意見の方が反映されやすくなる可能性がある。 若者たちが行かない（行けない）理由や原因を考え、それを踏まえて考える ・投票方法・場所（気軽にできる） ・義務投票制 ・政党公約を SNS に分かりやすく載せる等	グラフを読み取り、自分の言葉でまとめることができる。 【思考・判断・表現】 自分の意見や他者の意見を踏まえつつ、原因や理由、解決策を考えることができる。 【思考・判断・表現】 他者の意見を聞き、自分の意見を積極的に伝えようとする。【主体的に学習に取り組む態度】
ま と め 5 分	今日のテーマのまとめを行う 振り返りシート記入	個別	参政権と請求権についてまとめる	学んだことを言語化、疑問点を見つけ出し、自分なりの意見を書いている。 【思考・判断・表現】 【主体的に学習に取り組む態度】

3 社会権・参政権・請求権



▲図1 生活保障受給世帯数の推移 (平成29年版厚生労働白書による)

権利	訴訟名・事件名	関連条文	判決内容とその後の動き
生存権	朝日訴訟	第25条	生活保障法が定める保障基準では生存権の保障が不十分だとし、朝日茂さんなどが訴えた。一審では原告が勝訴したもの、二審で敗訴した。最高裁判所は1987年、プログラム規定説の立場から、「何が健康で文化的な生活であるかの認定判断は、厚生大臣(当時)の裁量に任されている」とした。訴訟は原告の死亡により終了したが、この訴訟をきっかけに保障基準が引き上げられた。
	堀木訴訟	第25条	児童扶養手当と障害福祉年金の併給禁止によって憲法第25条の保障する生存権が侵害されたとして、堀木文子さんが訴えた。最高裁判所は1982年、併給禁止を定めるかどうかは国会の裁量に属するとして、それが著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除いて、裁判所が審査判断するに過ぎないとして、訴えをしりぞけた。
労働三権	全農林審判事件	第28条	国家公務員法による公務員の争議行為の禁止が、憲法第28条の労働三権の保障に反するかが争点となった。最高裁判所は1973年、公務員の職務の公共性(全体の奉仕者)を根拠に労働基本権に制限を加えることは合理的な理由があり、憲法第28条に違反しないと判断した。

▲図2 社会権に関する判例

社会権とは、「人間たるに値する生活」を営むことの保障を国家に求める権利のことで、1919年に制定されたドイツのワイマール憲法に初めて登場した。日本国憲法では、第25条から第28条で保障されている。

【生存権】「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として、生存権が保障されている。生存権をめぐる裁判として、朝日訴訟や堀木訴訟などが有名である。これらの裁判で最高裁判所は、生存権について、国の政策の方針や目標を示したものであり、直接個々の国民に具体的な権利を与えたものではないとするプログラム規定説を採用した。

【教育を受ける権利】日本国憲法は、「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を有するとし、「義務教育は、これを無償とする」と定めている。そのために国は、教育基本法や学校教育法などを定めて、教育条件の整備をしている。

【労働基本権】日本国憲法は、勤労の権利を保障しており、その趣旨に基づいて雇用対策法や雇用保険法などが制定されている。また、勤労者に**団結権**、**団体交渉権**、**団体行動権**(争議権)の労働三権を認め、使用者と交渉できるようにした。労働三権は、使用者に対して一人では弱い立場にある勤労者の、よりよい勤労条件を確保するための権利である。労働三権と勤労の権利をあわせて**労働基本権**という。これらの権

① 教育に関する基本原理を定めた教育の憲法というべき基本法。1947年に制定され、教育の目的、教育の機会均等、男女共学などを定めている。2006年に改正。

区分	適用あり	制限あり	適用なし
民間労働者	○	○	○
行政執行法人	○	○	×
国家公務員	○	△	×
警察・防衛など	×	×	×
地方公務員	○	○	×
警察・消防	×	×	×

▲図3 労働三権の適用範囲と制限

ワイマール憲法より前に発布された大日本帝国憲法は、社会権に関する規定をもたない。

権利	訴訟名・事件名	関連条文	判決内容とその後の動き
参政権	在外邦人選挙権制限違憲判決	第15条 第43条 第44条	1998年以前の公職選挙法が外国在住の日本国民に国政選挙の機会を与えず、また1998年の改正後も比例代表選出議員選挙に限定したことは憲法に違反するとし、在外日本国民が提訴した事件に対する判決である。最高裁判所は2005年、公職選挙法が在外日本国民に選挙権行使を認めなかったこと、また、改正後もその選挙権行使を制限していることは、憲法第15条1項、3項、第43条1項、第44条ただし書きに違反するとした。
	在外邦人国民審査投票制限違憲判決	第15条 第79条	2022年の最高裁判決では、在外邦人に最高裁判所裁判官の国民審査の権限の行使をまったく認めていないことは、憲法第15条1項、第79条2項、3項に違反するとした。
請求権	多摩川水害訴訟	第17条	1992年の東京高裁差し戻し審では、堤防改修後の国の整備責任が指摘され、国の河川管理に落ち度があるとして、住民側が勝訴した。国側は上告を断念して判決が確定した。

▲図4 参政権・請求権に関する判例

利の実現のため、労働三法などが制定されている。なお、公務員などに対しては、職務の公共性の点から、国家公務員法や地方公務員法などの法律で、労働三権に制約が加えられている。

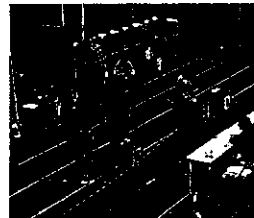
日本国憲法は、人権を確保するための権利として、**参政権**と**請求権**を保障している。

【参政権】**参政権**とは、みずから政治に参加する権利である。その中心は、主権者としての国民が、国会議員や地方公共団体の首長・議員など、公務員の選挙を通して政治に参加する権利である(公務員の選定と罷免の権利)。また、日本国憲法は、最高裁判所裁判官の国民審査権や憲法改正の国民投票権、地方特別法に対する住民投票権などの直接民主制的な権利も保障している。

【請求権】**請求権**とは、国や地方公共団体に対して、特定の施策の実施を求めたり、国民が基本的人権を侵害されたときにその回復を請求したりする権利である。日本国憲法は、損害の救済や法律の制定などを国などに訴える権利として、**請願権**を保障している。また、公務員の不法行為による損害に対して、国などにその賠償を求める**損害賠償請求権**(国家賠償請求権)や、**抑留・拘禁**のち、無罪の判決を受けたときに、国にその補償を求める**刑事補償請求権**も保障している。損害賠償請求権と刑事補償請求権を具体化するため、国家賠償法と刑事補償法が制定されている。**裁判を受ける権利**も広い意味での請求権である。

point

- 社会権には、生存権や教育を受ける権利、勤労の権利などがある。
- 朝日訴訟では、最高裁判所においてプログラム規定説が採用された。
- 人権を確保するための権利として、参政権や請求権がある。



▲図5 投票する有権者
選挙権については、2015年の法改正により18歳以上となった(公職選挙法第9条1・2項)。被選挙権については、衆議院議員と地方議会議員、市区町村長は満25歳以上、参議院議員と都道府県知事は満30歳以上となっている(同第10条1項)。

参政権や請求権はなぜ「人権を確保するための権利」といわれるのか、考えてみよう。

② 刑事被告人に対する権利として、「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」(第37条1項)が定められ、裁判を受けずに刑罰を科せられることはないことを保障している。

CHECK

- 生存権をめぐる裁判として有名なものを二つあげなさい。
- 請求権にはどのようなものがあるか、四つあげなさい。



7

社会権・請求権



問題を考える

「朝日訴訟」が「人間裁判」といわれるのはなぜだろう。また、社会権や請求権が、自由権と異なるのは、どのような点であるといえるだろうか。

第25条[生存権、国の社会保障義務] すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
 ② 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

1 判例 朝日訴訟

事件の概要 重症の脳脊髄液、身寄りもなく、国立岡山療養所に入院していた朝日茂氏は、生活保護法の規定に基づき、医療扶助と月額600円の日用品費の生活扶助を受けていた。1956年(昭和31年)、長年音信のなかった実兄が見つかり、月1,500円の仕送りを受けることができるようになった。福祉事務所は、生活扶助を打ち切り、その1,500円のうち、日用品費600円を手元に残し、残り900円を医療費の自己負担として納入す

○日用品費600円の内訳の一部(1か月分)
 肌着 2年1着 16円66銭
 パンツ 1枚 10円
 草履 2足 21円66銭
 手拭(タオル) 2本 11円66銭

東京地裁要旨(1960.10.19)原告勝訴
 生活保護法は、何人に対しても、最低限度の生活を保障する保護の実施を請求する権利を賦与することを規定したものである。

「健康で文化的な」とは、国民が単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のもではなく、国民に「人間たるに値する生存」あるいは「人間としての生活」といえるような程度のもでなければならないといふことはいうまでもない。

東京高裁(1963.11.4)……審判決取り消し
 日用品費600円という基準はささる安いが、憲法とはいえないとして審判決を取り消した。
 (その後朝日氏は1964.2.14に死亡したため、父子夫妻が裁判を引き継いだ)

判決要旨(1967.5.24)……上告棄却
 本件訴訟は上告人(朝日氏)の死亡によって終了。(なお、念のため)憲法第25条の規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営めるように国政を運用すべきことを国の責務として宣言したもので、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものでない。したがって、憲法第25条は生活保護法によつてはじめて与えられる、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの決定は厚生大臣の判断に任される。

解説 人間裁判 朝日訴訟は生存権の意味を根本から問いつけたもので、それゆえ「人間裁判」と呼ばれた。最高裁は第25条を、単に国家の責務を宣言したものであるというプログラム規定を採用し、朝日氏は敗訴したが、牧野訴訟、堀木訴訟など、以後あいつだ生存権訴訟の先駆となり、権利としての社会保障という認識を多くの国民に植えつけた功績は非常に大きい。

プログラム規定…憲法規定には、たんに立法の指針を示しているだけで、その実現に関する立法権の具体的な法的義務を定めていないので、国がその規定に違反しても、その法的責任を裁判により追及することのできない規定をいう。

2 生存権関係訴訟

全盲で母子世帯の堀木文子さんが、障害福祉年金と児童扶養手当の併給を禁止した児童扶養手当法は、憲法第25条に違反するとして国を相手取り訴訟した。

第一審：違憲判決 第二審：合憲判決
 最高裁(1982.7.7)：憲法第25条は国の責務を宣言したもので、具体的な福祉政策は立法府に委ねられるとして、堀木さんの上告を棄却(一合憲)。

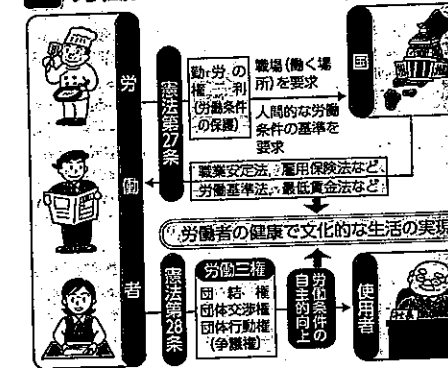
牧野亨さんが、夫婦で老齢福祉年金を受給すると、国民年金法の規定に基づいて、支給額が一部削られるのは、憲法第14条の法の下での平等に反するとして提訴。

東京地裁(1968.7.15)：老齢福祉年金における夫婦受給制限は、生活の実態から見て、夫婦者の老齢者を、単身の老齢者と差別しており、夫婦受給制限は違憲。
 ※判決後、夫婦受給制限規定は撤廃された。

重度の身体障がいを持つ加藤鉄男さんは、妻に身の回りの世話をしてもらっていたが、その妻も働きなくなったことから、生活保護を受けることになり、生活をできるだけ切り詰めて、その支給される保護費の一部を貯蓄していた。「生活保護適正化政策」に基づいて行われた、被保護者の資産調査でこのことを知った福祉事務所は、この貯蓄金を加藤さんの収入と認定し、生活保護費の減額を決定した。これに不服な加藤さんが、憲法第25条に違反するとして提訴。

秋田地裁(1993.4.23)：生活保護費は、国が、憲法や生活保護法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために支給したものであり、預貯金は最低限度を下回る生活によって蓄えたものといえる。こうした預貯金を収入と断定して、生活保護費を減額すべきではない。減額処分は無効。

3 労働基本権(第25条)



4 教育を受ける権利をめぐる主な訴訟

第26条[教育を受ける権利、教育を受けさせる義務] すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
 ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

年次	争点	判決の概要
1962・63(第1次)	1962・63(第1次)	第一審：検定制度は合憲。不合格処分は一部違法。
66(第2次)	66(第2次)	第二審：検定制度・処分ともに合憲。最高裁(1993.3.16)：上告棄却。家永氏敗訴。
83(第3次)	83(第3次)	第一審：検定制度は合憲。不合格処分は違法(杉本判決)。
第二審：憲法判断なし。処分は違法。最高裁(1993.4.8)：二審判決破棄。東京高裁へ差し戻し。		
第一審、第二審：検定制度は合憲。不合格処分は一部違法。最高裁(1997.8.29)：検定制度は合憲。不合格処分は一部違法。家永氏一部勝訴。		

教育内容の決定権を有するのは誰か(文部省の一斉学力テストを教育への不当介入としてテストを中止。公務執行妨害の罪に問われる。)

第一審：2名処分取り消し、1名処分当否。
 第二審：一審判決支持。
 最高裁(1990.1.19)：「学習指導要領は法的拘束力を有する。学校教育法は教科書使用の義務を定め取り消しを求めて提訴している。」として3名の処分を当否。

解説 教育の主体 家永教科書裁判は、国家の教育内容への介入がどこまで許されるかが争点となった。杉本判決では子どもの教育権は国民全体にあり、国家の役割は教育諸条件整備であって教育内容への介入は基本的に許されないとの画期的判断が示された。1997年には最高裁が検定における裁量権の乱用・一部違法判決を示し、教科書検定のあり方に問題を投げかけた。

5 刑事補償請求権(第40条)主な補償例

第40条[刑事補償] 何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

事件名	拘留期間	1日の最高補償額	最高補償額
免田事件	12,599日	7,200円	9,071万2,800円
財田川事件	10,412日	7,200円	7,496万6,400円
島田事件	12,668日	9,400円	1億1,907万9,200円
足利事件	6,395日	12,500円	7,993万7,500円

注：刑事補償法第4条により、1日の最高補償額は12,500円(2017法45)となっている。上記事例は補償決定時の最高額である。

解説 裁判に対する補償 刑事補償請求権は、刑事手続きに関する諸規定によって、国民は、憲法で人権を厚く保護されているが、それでもなお生ずる不利益に対する補償を定めたものである。明治憲法には、この種の規定はなかった。

6 損害賠償請求権(第17条)

注：国家賠償請求権とも表記されることがある。

第17条[国及び公共団体の賠償責任] 何人も、公務員不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

A 判例 多摩川水害訴訟—水害に対する国家賠償

1974年9月の豪雨で多摩川が増水、東京都江東区有明地区の改修済み堤防を壊し、家屋19棟が流された。被災住民は国家賠償法に基づいて、国を相手取り損害賠償を求めて提訴。

第一審：住民側勝訴。
 第二審：大東水害最高裁判決(未改修河川の増水被害の賠償請求却却84.1)が適用された逆転改訴。
 最高裁(1990.12.13)：二審破棄差戻し。(92.12東京高裁は住民側勝訴の判決)

河川管理に欠陥があったかどうかは、財政事情などを総合的に考慮し、同様の河川管理の一般的水準や社会的通念に照らして判断すべきであり、改修、整備がされた河川は、その改修、整備された段階において想定された洪水から、当時の防災技術の水準に照らして通常予測し、かつ、回避し得る水害を未然に防止するに足る安全性を備えるべきである。

B 解説 国の責任の明確化

多摩川水害訴訟の最高裁判決は、従来の河川管理に対する国の責任を限定的にとらえる流れに待ったをかけ、国の河川管理の責任範囲を拡大してとらえたものだ。東京高裁の差戻し控訴審では、国に対して住民に総額3億円余りの賠償金の支払いが命じられた。

④ 多摩川堤防決壊 台風16号が猛威をふるった(1974年9月)

7 裁判を受ける権利(第32条)—個人訴訟

第32条[裁判を受ける権利] 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を享はる。

(1977年三重県津市)隣人に預けた幼児が近くの農業用灌漑池で水死した。幼児の親は、国や県、隣人に対して損害賠償を求めた。地裁は隣人の過失を一部認め、請求の3割の賠償支払いを命じた。ところが判決後、原告に全国から「預かってくれた恩人を訴えるとは鬼だ」など600本以上の電話、50通以上の手紙・はがきが殺到したため、たまたま原告は裁判を取り下げた。すると今度は被告にも「まだやるのか」といった電話が押し寄せ、被告も控訴を断念せざるを得なくなった。こうして、裁判そのものが「世間の声」により消滅してしまった。

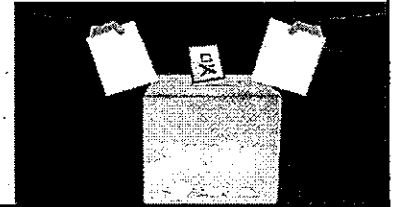
解説 消滅した裁判 法務省はこの隣人訴訟について「国民一人ひとりが、法治国家体制のもとでの裁判を受ける権利の重要性を再認識し、再びこのような遺憾な事態を招くことがないよう慎重に行動されることを強く訴える」との見解を示した。

また、「裁判沙汰」という言葉のように、日本人は白黒をはっきりとつけることを好まないと言われる。しかし、裁判は人権侵害の最後の砦であり、そのために誰でも速やかに裁判を受ける環境が整備されていなければならない。

- ①参政権と請求権がどんな権利か
理解する
- ②若い世代の投票率を上げることに
ついての考えを深める

教科書 P 85 ・ 資料集 P115

Q.18歳になったら、
選挙に行きますか？

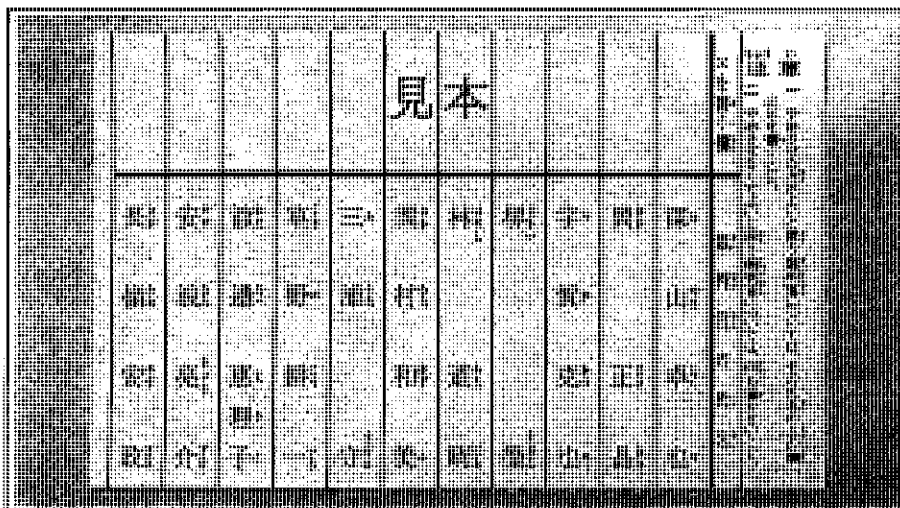


参政権・請求権
「人権を確保するための権利」

参政権：
国民の意見を政治に反映させることができる

請求権：
国民が国や市町村に政策や救済を要求することができる

参政権	
選挙権 (15)	公務員(国会議員や市町村の議員)の選定を行う権利
国民審査権 (79)	最高裁判所裁判官の罷免の可否を行う衆議院議員総選挙の際に同時に行われる「罷免」が過半数に達した場合、その裁判官は罷免される
国民投票権 (96)	憲法改正に対しての国民の賛否を投票によって反映する
住民投票権 (95)	特定の地方公共団体のみに適用できる特別法について、制定の可否を問う



多摩川水害訴訟

https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005301206_00000

請求権

請願権

(16)

施策の実行、法律の制定や廃止などを国民が直接国や市町村に求める権利

損害賠償請求権 (国家賠償請求権)

国（公務員）によって自分の権利が侵害されたときに、その受けた被害の回復を求める権利
法律：国家賠償法 判例(多摩川水害訴訟)

刑事補償請求権

(40)

誤って逮捕されたが、裁判で無罪となった人が、受けた不利益の分の回復を求める権利
法律：刑事補償法

裁判を受ける権利

(32)

国民の自由や権利を守るために裁判所で裁判を受ける権利
※犯罪(刑事事件)の裁判
「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」
→裁判を受けずに刑罰が科せられることはない

多摩川水害訴訟

水害の被害の程度

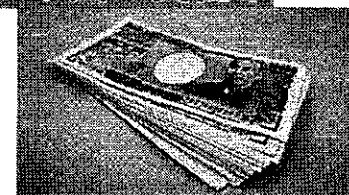
豪雨により改修済み堤防が壊れ、19棟の家屋が流された

改修したから大丈夫なはず？！

国の管理に問題があったのか？国の責任？

結果

住民側の勝訴
(住民に対して
3億円余りの賠償金)



免田事件

【免田栄さん三回忌】確定死刑囚から初の“再審無罪”も…「人殺し」「うまくやったな」待っていた偏見、闘い続けた免田栄さん
三回忌 支えた妻の思い (youtube.com)

免田事件の再審無罪から40年 冤罪と再審を考える催し、
23日に【熊本県】：朝日新聞デジタル (asahi.com)

刑事補償請求権 免田事件

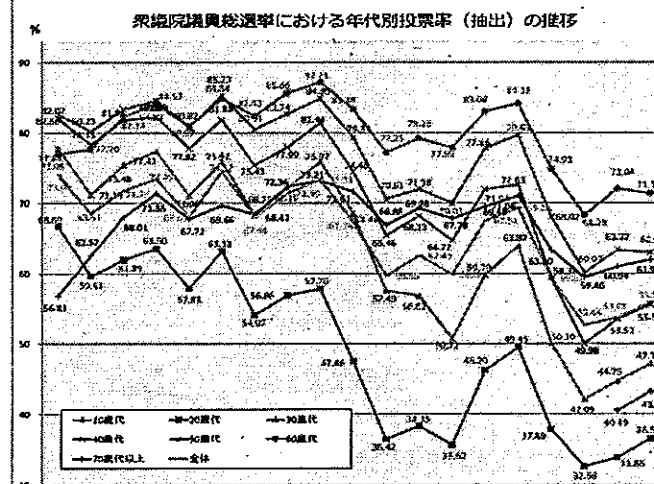
無罪やったのに、
30年以上刑務所にいた
本当やったら
好きに生きれたのに！

国側

30年以上の時間
は返せない
お金で補償する



選挙の大切さについて考えを深める



総務省の「衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移」を見て

Q.年代別選挙率のグラフから読み取れることは何か？

Q「若者の選挙率が低い」のは何が問題なのか

Q「若者の選挙率が低い」のは何が問題なのか

若者の意見が政治に反映されにくくなる
→若者以外の世代の意見が反映されやすい

自分の意見が政治に反映されにくくなる

Q.若者の選挙率を上げるにはどうすればいいのか？

- ・義務投票制にする
- ・選挙公約をもっと分かりやすくする
- ・政党のアピールをSNSで行う
- ・投票方法をスマホでも可能にする
- ・投票場所を増やす(変える)

義務投票制の例①

オーストラリア：棄権約1900円

正当な理由があれば
支払う必要なし
海外渡航や入院中○



義務投票制の例②

ベルギー：1回目 620円～1240円
2回目以上1240円～3100円
15年の間に4回以上
選挙権を10年間失う
公務員なら昇進できない等



罰則のない国もある

日本に「義務投票制」を導入したら
選挙に行く人は増えるのか？

「義務」だと行く人は増える
⇔罰金だと払えばいいと思って、
結局行かない人も一定はいる
のでは？

選挙を含む参政権は、自分の意見を政治（国）に伝えることの出来る貴重な機会である。

請求権は、要望を国や市町村に直接伝え、また被害の救済を訴えることのできる権利である。

1 年 組 名前

今日のテーマ：参政权と請求権がどんな権利か理解する
選挙率の上昇がなぜ必要なのかについて考えを深める

参政权・請求権：「人権を確保するための権利」

参政权

(15)	公務員(国会議員や市町村の議員)の選定を行う権利
	最高裁判所裁判官の罷免の可否を行う 衆議院議員総選挙の際に同時に行われる
(79)	「罷免」が過半数に達した場合、その裁判官は罷免される
(96)	憲法改正に対しての国民の賛否を投票によって反映する
(95)	特定の地方公共団体のみに適用できる特別法制定の可否を問う

請求権

(16)	施策の実行、法律の制定や廃止などを国民が直接国や市町村に求める権利
(17)	国（公務員）によって自分の権利が侵害されたときに、その受けた被害の回復を求める権利 法律：国家賠償法 判例（ ）
(40)	誤って逮捕されたが、裁判で無罪となった人が、受けた不利益の分の回復を求める権利 法律：刑事補償法
(32)	国民の自由や権利を守るために裁判所で裁判を受ける権利 ※犯罪(刑事事件)の裁判 「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」 →裁判を受けずに刑罰が科せられることはない

Q 年代別選挙率のグラフから読み取れることは何か？

Q 「若者の選挙率が低い」のは何が問題なのか？

Q 若者の選挙率を上げるにはどうすればいいのか？